

令和6年7月2日

保護者 様

三重県立北星高等学校

### 授業料の徴収誤りについて

小暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は本校の学校運営にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、この度報道にありましたとおり、本校の授業料について定時制生徒2名、8,552円の過徴収が判明いたしました。誠に申し訳ございませんでした。

該当の方に対しては既に謝罪を行い、準備ができしだい返金させていただく旨をお伝えしたところ、了承していただきました。また、今回のことを受けて、過去5年間の授業料を調査したところ、他に誤りは発見されませんでした。

今回の原因は、休学期間等の通算期間の取扱いが複雑であったため算定を誤ったものです。今後は、授業料算定にかかるチェックリストを作成することで注意すべき点を明らかにし、また、授業料制度について、改めて周知徹底を図り、算定誤りを防いでいきます。

この度の徴収誤りについて、保護者の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。